

さくらマネー通信 No.58

2022年
5月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 成年年齢 18 歳、引下げで何が変わる？

2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に変更になりました。2022年4月1日時点で18歳、19歳の人はその時点で新成人に。2004年4月2日以降に生まれた人は、18歳の誕生日を迎えた時点で新成人となります。民法が定める成年年齢には、「一人で契約することができるようになる」「父母の親権に服さなくなる」という意味があります。つまり、一人でいろいろと決めることができるようになるということです。例えば、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋の賃貸契約、クレジットカードの作成、ローン契約なども可能になります。証券口座も総合口座（NISA口座は2023年1月以降）の開設が可能に。結婚可能年齢は男女ともに18歳以上へ変更されます。一方、飲酒、喫煙、競馬券等の購入は、従来通り20歳以降となっています。

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードをつくる
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
 - ◆10年有効のパスポートを取得する
 - ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - ◆結婚
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
 - ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得

出典：政府広報オンライン

? マネークイズのコーナー

2021年の日本における自家用車保有台数は、2017年と比較して増えているでしょうか？ 減っているのでしょうか？

1. 増えている
2. 減っている



(答えは裏面にあります!)

今月のお知らせ

5月のこどもの日は国民の祝日に関する法律で「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」とされていますので、お母さんに感謝をする日でもあります。

また、鯉のぼりを飾るのは、鯉は最終的に龍に変じるといって出世の象徴となっているからなのです。



コラム 自営業者は、付加年金で受取年金額を増やせる！

自営業の方が確実に年金を増やす方法に、付加年金制度があるのをご存じですか？付加年金とは、月々の年金保険料に400円付加すると、受取額に「200円×付加保険納付月数」が上乘せされる制度です。例えば、10年間付加すると年間で24,000円（200円×120月）が一生加算されます。支払った付加保険料は48,000円（400円×120月）なので、2年間で元が取れることとなります。20年間付加すると48,000円、30年間で72,000円が国民年金にプラスして受給できます。年金を確実に増やしたい方にはお薦めです。

注意点としては、「国民年金基金加入中の方は付加年金に加入できない」「付加年金に加入すると、iDeCoの積立上限額が1,000円減額され、67,000円になる」などがあります。

老後に受け取る公的年金は主に2種類。老齢基礎年金（国民年金）と老齢厚生年金（厚生年金）です。しかし、自営業の方が加入するのは国民年金のみのため、65歳以降に受け取る年金も国民年金のみとなります。国民年金は満額受給したとしても年額777,800円（2022年4月時点）。月額では65,000円にも満たない金額です。付加年金に加入したとしても十分ではないかもしれませんが、コーヒー1杯分で生涯の年金額を増やすことができるのであれば、検討してみるのもよいのではないのでしょうか？



A マネークイズの答え

正解：1 増えている

日本の人口は減少していますが、世帯数が増えているため、車の保有台数は増加しています。2017年は61,018,814台、2021年は61,703,226台となっています。

（自動車検査登録情報協会より）



編集後記

「え、罰金1億円!？」

4月1日から改正個人情報保護法が施行されました。

ざっくり言えば、個人情報の取扱いが厳格化され、漏えい時には通知が完全義務化され、罰則が科せられます。特に、驚きは、個人情報保護委員会からの命令違反や個人情報の不正提供等で、重いもので1億円以下の罰金刑が科せられます。

ここ最近、サイバー攻撃が多発しています。まずは自社と自分を守ることが大切です。

発行

FP事務所 さくらコンフォートライフ

サイバー攻撃に対する保険について、ご相談可能です。

お問い合わせは090-1238-8418(鈴木)まで！

